

四條畷市長選挙電子投票実施支援業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、四條畷市長選挙電子投票実施支援業務委託について、安全性、信頼性の確保された電子投票システム（投票所及び開票所で用いられる電子投票を行うために必要な情報システムの総体をいう。）を導入するとともに、選挙事務を支障なく、公正、適正に、確実に執行できるよう、運用面でのサポートの提供が可能な事業者を選定するため、公募型プロポーザルの実施に関し必要な事項を定めるものである。

2 公募型プロポーザルの概要

(1) 業務名称

四條畷市長選挙電子投票実施支援業務委託

(2) 業務内容

別紙「四條畷市長選挙電子投票実施支援業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）

のとおり

(3) 提案上限額及び調達方法

① 提案上限額

36,054,546円（消費税及び地方消費税を除く。）

※ 上記金額には、電子投票を実施するために必要な機器の導入費用のほか、選挙事務が支障なく、公正、適正に、確実に執行できるよう、運用面での人的支援サポートに係る経費も含めるものとする。

② 調達方法

電子投票システムの調達方法はレンタルとする。ただし、投票データを記録する電磁的記録媒体、記録媒体を保護するケース（封印するシールを含む。）は購入による調達とする。

(4) 契約期間、契約方法及び支払い方法

① 契約期間

契約締結日の翌日から令和7年1月7日（火）まで

② 契約方法

公募型プロポーザルにより選定した受託候補事業者と本市との間で、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号に定める随意契約により締結する。

③ 支払い方法

本業務完了後、契約金額を一括で支払う。（令和6年度予算により執行）

3 参加資格

次の要件を全て満たすことを参加資格の要件とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 本市に対する入札参加資格を有していること。未登録の場合は、登録に必要な書類を全て整えた上で、10月10日（木）までに申請し、同月15日（火）までに登録を完了すること。

(※本市では、入札参加資格申請に必要な書類が全て揃っている場合、申請日の翌日から起算して2日（土日、祝日及び12月29日から翌年1月3日までを除く。）以内に登録を完了しているが、書類に不備がある場合は2日以上の日数を要するため、申請に当たっては期間に余裕をもって申請すること。)
- (3) 参加資格の確認に必要な書類の提出期限から本契約締結までの期間に、四條畷市建設工事等入札参加に係る指名停止要綱に基づく指名停止処分を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づき、更生手続き開始申し立てがなされている者でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始申し立てがなされている者でないこと。
- (6) 四條畷市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

- (7) 提案上限額以下で請け負うことができること。
- (8) 本実施要領及び仕様書に掲げる業務を円滑かつ柔軟に遂行できる体制を有すること。
- (9) 公告日時点で電子投票システムの技術的条件に係る適合確認実施要綱に基づく適合確認を総務省に検査申出しているか又は申出する予定であること。

4 スケジュール

	内容	日程
1	プロポーザル実施要領等の公告及び必要書類等の配布	9月3日(火)～9月24日(火)
2	質問事項受付期間	9月3日(火) ～9月10日(火) 午後5時まで
3	質問事項等回答日	9月12日(木)
4	一次審査提出資料(参加資格確認及び見積書)の提出期限	9月24日(火) 午後5時まで
5	一次審査	9月25日(水)
6	一次審査結果通知送付	9月26日(木)
7	企画提案関係書類提出期限	10月16日(水) 午後5時まで
8	二次審査(プレゼンテーション)	10月下旬
9	二次審査(電子投票システムの技術的条件に係る適合確認実施要綱に基づく検査確認結果報告書(以下「検査確認結果報告書」という。)(写し)の提出)(※)	10月31日(木) 午後5時まで
10	最重要項目の不適合項目の対応策に関するヒアリング	10月下旬～11月上旬
11	最終選考結果通知	10月下旬～11月上旬
12	受託候補事業者選定後、詳細要件合意	10月下旬～11月上旬
13	契約	10月下旬～11月上旬
14	電子投票実施に向けた事前準備	10月下旬～12月中旬
15	市長選挙執行	12月22日(日)

※ 検査確認結果報告書(写し)は、届き次第、直ちに提出すること。

※ 令和6年10月31日(木)午後5時までに検査確認結果報告書(写し)が提出されない場合は、失格とする。

※ 別紙の「電子投票システムに関する技術的条件の機能要件書」(以下「機能要件書」という。)において、本市が設定した最重要項目(S項目)については、すべて適合してい

る必要があるが、不適合となった項目がある場合は、別途、その解消等に向けたヒアリングを四條畷市長選挙電子投票実施支援業務委託業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が実施する。

5 応募手続き

各様式については、本市ホームページから取得すること。

(1) 質問書の受付及び回答

本委託内容等について質問がある場合は、次のとおり受付及び回答を行う。

① 受付期間

令和6年9月3日（火）から同月10日（火）午後5時まで

② 提出方法

質問書（様式第6号）を選挙管理委員会あてにメールにより提出し、その旨を選挙管理委員会事務局あてに連絡を入れること。

・提出先メールアドレス：gyousei@city.shijonawate.lg.jp

・受信確認電話：072-877-2121（内線238）

③ 回答日

令和6年9月12日（木）

④ 回答方法

提出された質問と回答をすべて取りまとめて、本市ホームページに掲載する。

（個別には回答しない。）

(2) 一次審査の提出書類について

公募型プロポーザルに参加する事業者は、次のとおり以下の書類を提出すること。

① 提出期限

令和6年9月24日（火）午後5時まで

② 提出書類

ア 公募型プロポーザル参加申込書（様式第1号）

イ 見積書（様式第2号）

※ 提出する書類の形式は、PDFとすること。

③ 提出方法等

提出書類を選挙管理委員会あてにメールにより提出し、その旨を選挙管理委員会事務局あてに連絡を入れること。提出書類のすべてが揃っていないものは受理しないので留意すること。

・提出先メールアドレス：gyousei@city.shijonawate.lg.jp

・受信確認電話：072-877-2121（内線238）

(3) 結果通知書の送付について

参加申込みをした事業者に一次審査の結果通知書をメールにより送付する。

送付予定時期：令和6年9月26日（木）

※ 一次審査通過事業者には、二次審査の参加依頼書を併せて送付する。

(4) 二次審査の提出書類について

二次審査に参加する事業者は、ア及びイの書類を提出すること。二次審査の評価については、ア及びイの結果に基づいて最終決定する。

ア 企画提案（プレゼンテーション）について

① 提出期限

令和6年10月16日（水）午後5時まで

② 提出書類

(a) 企画提案書提出届（様式第3号）

(b) 企画提案書（任意様式）

(c) 業務実施体制調書（様式第4号）

※ 提出する書類の形式は、PDFとすること。

(企画提案書の様式について)

企画提案書は任意様式とし、日本工業規格A4横型（一部A3版資料折込使用可）のサイズで作成すること。なお、企画提案書の枚数は片面40ページ（表紙及び目次を除く。）を上限とすること。

(記載内容について)

企画提案書は、別紙「四條畷市長選挙電子投票実施支援業務委託審査基準」（以下「審査基準」という。）に記載している審査の評価項目・評価内容に基づく提案を評価項目の順に記載すること。

③ 提出方法等

提出書類を選挙管理委員会あてにメールにより提出し、その旨を選挙管理委員会事務局あてに連絡すること。提出書類のすべてが揃っていないものは受理しないので留意すること。

- ・提出先メールアドレス：gyousei@city.shijonawate.lg.jp
- ・受信確認電話：072-877-2121（内線238）

イ 検査確認結果報告書について

① 提出期限

令和6年10月31日（木）午後5時まで

※ 検査確認結果報告書が通知され次第、直ちに提出すること。

② 提出書類

(a) 検査確認結果報告書提出届（様式第5号）

(b) 検査確認結果報告書（写し）

※ 提出する書類の形式は、PDFとすること。

③ 提出方法等

提出書類を選挙管理委員会あてにメールにより提出し、その旨を選挙管理委

員会事務局あてに連絡すること。

・提出先メールアドレス：gyousei@city.shijonawate.lg.jp

・受信確認電話：072-877-2121（内線238）

6 一次審査の提出書類について

(1) 見積書について

- ① 本実施要領及び仕様書に基づき、本委託業務の経費総額（消費税及び地方消費税を除く。）を見積書（様式第2号）にて提出すること。
- ② 見積書には貴社名と代表者名を記載の上、押印すること。
- ③ 本市所定の見積様式以外に、貴社の算出根拠が分かる明細を添付すること。
- ④ 算出根拠の明細については、任意の様式で構わないが、どの項目が何の業務に係るかを分かるように作成し、添付すること。

7 二次審査の提出書類について

(1) 企画提案書について

- ① 技術的条件の各項目の適合を大前提とするとともに、本実施要領及び仕様書の内容を熟知した上で作成すること。
- ② 企画提案書に記載する事項は、別紙「審査基準」に記載している審査の評価項目や評価内容を踏まえて評価項目の順に記載すること。
 - (a) 本業務の実現可能性
 - (b) 投票所
 - (c) 開票所
 - (d) 人的支援
 - (e) 必要機能

(2) 業務実施体制調書について

本業務を受託するに当たって、貴社の実施体制（責任者、連絡窓口、役割分担など）

を記載すること。

(3) 検査確認結果報告書について

検査確認結果報告書の写しを提出すること。

8 審査及び受託候補事業者の選定方法について

参加資格要件を満たす事業者について、以下の審査を行い、評価・採点し、審査の合計得点が最も高い事業者を受託候補事業者とする。

審査時期	審査内容	審査者
一次審査	書類審査（参加資格確認及び見積書）	事務局
二次審査	プレゼンテーション、デモ機の確認及び ヒアリング	選定委員会
	書類審査（検査確認結果報告書）	事務局

なお、受託候補事業者と本市との間で、上記4「スケジュール」（3ページ）に記載の詳細要件の確認を行うが、本市が示した仕様を全て満たしていると認められた場合のみに契約締結をするものであり、認められない場合は、次点者との交渉に移行するケースがある。

(1) 一次審査（150点）

① 実施方法

価格に係る評価点は、以下の方法で計算する。

$$(1 - \text{見積価格} / \text{提案上限額}) \times 150 \text{点} \text{ (少数点第1位を四捨五入)}$$

(2) 二次審査（300点）

二次審査についてはア及びイのとおり実施する。

ア プレゼンテーション（150点）

① 実施方法

企画提案書の内容について、プレゼンテーションを行い、選定委員会の委員によるデモ機の確認及びヒアリングを受けるものとする。プレゼンテーションは自由形式とするが、プレゼンテーションに際しては、実際に投票する場面及び開票する場面を表示し、実演を交えて説明すること。

また、出席者は3名までとし、パソコン等の電子機器については、事業者において用意すること（スクリーンを除く。）。

② 実施時間

プレゼンテーションは、準備を含めて45分以内とする。

また、プレゼンテーションの後に、選定委員会の委員が操作性を確認するため、デモ機を操作する時間を別途15分間設けること。

なお、委員によるヒアリングの時間については制限を設けない。

イ 書類審査（検査確認結果報告書）（150点）

① 電子投票システムは、選挙事務に支障なく、公正、適正、確実に執行できることが求められることから、書類審査においては、検査確認結果報告書を重視することとする。

② 本市が設定した最重要項目（S項目）に万が一不適合がある場合は、本市が指定する日時に、不適合の解消等に向けたヒアリングを実施する。

③ 検査確認結果報告書については、令和6年10月31日（木）午後5時までに提出がされない場合は、失格となるので留意すること。

9 選定結果等の公表方法

参加事業者数及び選定した事業者名をホームページに掲載する。

10 辞退

プロポーザルの参加事業者は、辞退届（様式第7号）の提出により、二次審査の参加を辞退することができる。

11 契約保証金

四條畷市財務規則に基づくものとする。

12 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出期限を過ぎて書類の提出があった場合
- (2) 提出された書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 本市の指定する方法及び形式に適合しない書類を提出した場合
- (4) 二次審査のプレゼンテーションの点数が6割に満たなかった場合
- (5) 参加資格の確認に必要な書類の提出期限から本契約締結までの期間に、四條畷市建設工事等入札参加に係る指名停止要綱に基づく指名停止処分を受けた場合
- (6) 令和6年10月31日（木）午後5時までに検査結果確認結果報告書（写し）が提出されない場合
- (7) 機能要件書において、本市が設定した最重要項目（S項目）に不適合がある場合。ただし、選定委員会が不適合の解消等に向けたヒアリングを実施し、システム改修、運用その他の方法により、解消することができる場合は、この限りでない。
- (8) (1) から (7) までに定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等があったと認められる場合

13 その他の留意事項

- (1) 提出物の提出後においては、再提出及び差替えは認めない。
ただし、やむを得ない事情により再提出又は差替えの必要が生じた場合で、本市が承認したものについては、この限りではない。
- (2) 提出物の作成及び提出に要する費用は、事業者の負担とする。
- (3) 提出物の返却は、一切行わない。
- (4) プロポーザルに係る文書の開示請求があった場合は、四條畷市情報公開条例に基づき

提出書類を開示する。

14 問合せ先

四條畷市選挙管理委員会事務局

〒575-8501 四條畷市中野本町1番1号

電話：072-877-2121（内線238、240）

e-mail：gyousei@city.shijonawate.lg.jp

担当：松木田、上嶋